

香川県報



第 58 号

平成 15 年

7月25日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
（環境管理課） 一
- 介護保険法の規定による事業者の指定
（長寿社会対策課） 二
- 身体障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出
（障害福祉課） 三
- 知的障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出
（ " " ）
- 児童福祉法の規定による事業の廃止の届出
（ " " ）
- 救急病院又は救急診療所の認定
（医務国保課） 四
- 救急病院又は救急診療所に該当しなくなった旨の告示
（ " " ）
- 道路の供用開始
（道路保全課）

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
（県民参画課）
- 土地改良事業の適否決定
（土地改良課）
- 土地改良事業の工事完了の届出
（ " " ）
- 建設業法の規定による建設業者の監督処分
（土木監理課） 五

告 示

香川県告示第四百十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年七月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
愛知県名古屋市中区上前津1丁目4番12号
セラライソート株式会社
代表取締役 吉留達也
- (2) 事業場の所在地及び名称
小豆郡内海町古江乙16 3
ネオ・オリエンタルソート小豆島
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	種 力	種 類	種 類	種 類
自動式車両洗浄施設	10台/時 1基	種 類	種 類	種 類
工事着手予定年月日	許可後	種 類	種 類	種 類
工事完成予定年月日	許可後1週間	種 類	種 類	種 類
使用開始予定年月日	完成後	種 類	種 類	種 類
使用時間間隔及び1日 当たりの使用時間	断続2時間	種 類	種 類	種 類
排出される汚水等の 汚染状態	項目	種 類	種 類	種 類
水素イオン濃度	5.8~8.6	種 類	種 類	種 類
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	2	種 類	種 類	種 類
化学的酸素要求量 (mg/l)	20	種 類	種 類	種 類
浮遊物質量(mg/l)	35	種 類	種 類	種 類
窒素含有量(mg/l)	10	種 類	種 類	種 類

りん含有量 (mg/ℓ)	1	1	1	1
ソルマルヘキサン抽出物質	2	2	2	2
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	1.5	1.5	1.5	3.0

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	油水分離槽	処 理 前	処 理 後
能 力	容積0.805 m ³	通 常	最 大
汚水等の処理方式	浮遊分離方式	通 常	最 大
工事着手予定年月日	許可後	通 常	最 大
工事完成予定年月日	許可後1週間	通 常	最 大
等 使用開始予定年月日	完成後	通 常	最 大
使用時間間隔及び1日使用たりの使用時間	断続2時間	通 常	最 大
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態		通 常	最 大
項 目		通 常	最 大
水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2	15	2
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	20	10
浮遊物質 (mg/ℓ)	35	35	20
窒素含有量 (mg/ℓ)	10	10	4
りん含有量 (mg/ℓ)	1	1	1
ソルマルヘキサン抽出物質	2	2	1
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	1.5	3	1.5
その他参考となるべき事項	処理水は、中水処理施設にて処理後再利用される。		

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	第 9 排 水 口	最 大
排出水の汚染状態		
水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	20
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30
浮遊物質 (mg/ℓ)	30	40
窒素含有量 (mg/ℓ)	30	60
りん含有量 (mg/ℓ)	1	3
大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000
排出水の量 (m ³ /日)	280	350

第1~3、5~8排水口(雨水専用)

第4排水口(雨水及びゾール排水)

(備考) 今回申請のあった特定施設から生じる汚水は、油水分離槽及び中水処理施設にて処理後、中水として再利用される。事業場全体の上下水補給量に変更は無いため、本事業場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成15年7月25日から
平成15年8月15日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
内海町環境衛生課
畑三畠駅長兼巡回員十井田
左 畑三畠駅長兼巡回員十井田 畑田十一 畑三畠 1 畠の 畑田十井田 畑田十井田

サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十五年七月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	三七七〇七 〇〇〇五六	事業所の名称 及び所在地	福栄なごみの里 東かがわ市与田山四〇 八番地八	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	特定非営利活動法人福 栄なごみの会 理事 松下和子 東かがわ市与田山四〇 八番地八	指定年月日	平成十五年 七月十五日	サービスの 種類	訪問介護 通所介護
---------------	----------------	-----------------	-------------------------------	-----------------------------------	---	-------	----------------	-------------	--------------

香川県告示第四百二十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十五年七月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	三七〇〇一 一〇〇八五二 一一	事業所の名称 及び所在地	坂出タクシー介護 センター 坂出市川津町三五 〇三番地一	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	坂出タクシー株式 会社 坂出市川津町三五 〇三番地一	廃止年月日	平成十五年 六月三十日	サービスの種類	身体障害者居宅 介護
-------------	-----------------------	-----------------	---------------------------------------	----------------------------	-------------------------------------	-------	----------------	---------	---------------

香川県告示第四百二十二号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十五年七月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	三七〇〇一 一〇〇八五二 一一	事業所の名称 及び所在地	坂出タクシー介護 センター 坂出市川津町三五 〇三番地一	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	坂出タクシー株式 会社 坂出市川津町三五 〇三番地一	廃止年月日	平成十五年 六月三十日	サービスの種類	知的障害者居宅 介護
-------------	-----------------------	-----------------	---------------------------------------	----------------------------	-------------------------------------	-------	----------------	---------	---------------

香川県告示第四百二十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十五年七月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	三七〇〇三 一〇〇八五一 一〇	事業所の名称 及び所在地	坂出タクシー介護 センター 坂出市川津町三五 〇三番地一	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	坂出タクシー株式 会社 坂出市川津町三五 〇三番地一	廃止年月日	平成十五年 六月三十日	サービスの種類	児童居宅介護
-------------	-----------------------	-----------------	---------------------------------------	----------------------------	-------------------------------------	-------	----------------	---------	--------

香川県告示第四百二十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十五年七月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	一五二	認定の有効期間	平成十五年四月一日から 平成十八年三月三十一日まで	医療機関名	医療法人社団弘徳会 マオカ病院	所在地	高松市瓦町二丁目一 番地四五
------	-----	---------	------------------------------	-------	--------------------	-----	-------------------

一五三	平成十五年五月一日から 平成十八年四月三十日まで	医療法人社団みとし 会クニタクリニツク	観音寺市柞田町甲一 八八八番地一
一五四	平成十五年六月一日から 平成十八年五月三十一日まで	財団法人三宅医学研 究所附属三宅病院	高松市天神前五番六 号

香川県告示第四百二十五号

次の医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項各号に該当しなくなったので、同令第一条第二項の規定により告示する。

平成十五年七月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	失効日	医療機関名	所在地
一四二七	平成十五年三月三十一日	マオカ病院	高松市瓦町一丁目二番地四五
一二一一	平成十五年四月三十日	クニタクリニツク	観音寺市柞田町甲一八八番地一
一四一八	平成十五年五月三十一日	財団法人三宅医学研究所附属三宅病院	高松市天神前五番五号

香川県告示第四百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十五年七月二十五日から同年八月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年七月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 中徳三谷高松線（四十三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香川郡塩江町安原下字来栖第一号四二八番 二地先から	一一・五	二四二	平成十二年 香川県告示 第三十七号 で変更した 区域
香川郡塩江町安原下字来栖第一号四〇四番 地先まで	四七・〇		

四 供用開始の期日 平成十五年七月二十五日

公 告

香川県公告第四百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年九月十六日まで縦覧に供する。

平成十五年七月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあつた年月日
平成十五年七月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人パルネット香川
矢野 憲作
高松市塩上町三丁目一七二
- 三 定款に記載された目的
この法人は、香川県内の留学生・研修生に対する支援・交流と国際性豊かな人材の育成を図る事業等を行ない、国際協力と地域の発展に寄与することを目的とする。

香川県公告第四百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年七月八日適当と決定した。
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十五年七月三十一日から同年八月二十日まで縦覧に供する。

平成十五年七月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
唐櫃浜田地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）唐櫃浜田地区	土庄町農林水産課
沖の島地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）沖の島地区	〃

香川県公告第四百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十五年七月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
小豆郡内海町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	東谷地区	平成一五、六、二七

香川県公告第四百八十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の五第一項の規定により、建設業者の監督処分について、次のとおり公告する。

平成十五年七月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 処分をした年月日
平成十五年七月十六日
- 二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第三条の規定に基づく許可番号

1 商号
横井建設株式会社

2 主たる営業所の所在地
高松市鶴市町二〇四五番地の一

3 代表者の氏名
横井 隆明

4 許可番号
香川県知事許可（般・特 一三）第一〇二八号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命ずる。

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち、次のいずれかに該当する建設工事に係るもの

(一) 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者であるもの

(二) その建設費について国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの（一）に該当するものを除く。）

2 期間

平成十五年七月三十日から同年八月十三日までの十五日間

四 処分の原因となつた事実

横井建設株式会社は、香川県が指名競争入札の方法により発注する土木一式工事及び高松市が指名競争入札の方法により発注する土木一式工事について、他社と共同して、

受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して香川県及び高松市発注の土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであつて、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十五年法律第五十四号）第三条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成十五年三月六日に同法第四十八条の二第一項の規定に基づく課徴金の納付命令を受け、これが確定している。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。